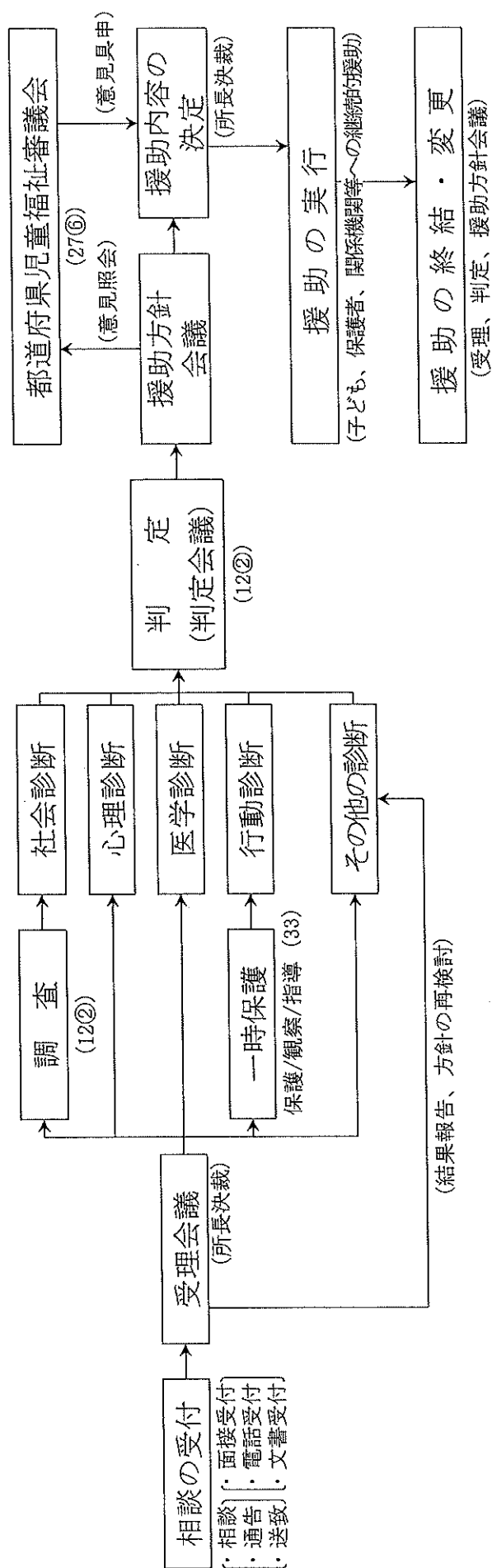


京 都 府 資 料

図一 1 児童相談所における相談援助活動の体系・展開



援 助	
1 在宅措置等 (1) 措置によらない指導 (12②) ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あつせん (2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) (3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)	2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ) 指定発達支援医療機関委託 (27②) 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ) 4 児童自立生活援助の実施 (33の6①) 5 市町村への事業送致 (26①Ⅲ) 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5) 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、V、VI、VII) 6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3) 7 家庭裁判所への家事審判の申立て ア 施設入所の承認 (28①②) イ 特別養子縁組適格の承認の請求 (33の6の2①) ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7) エ 後見人選任の請求 (33の8) オ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

児童相談所における児童虐待相談対応件数とその推移

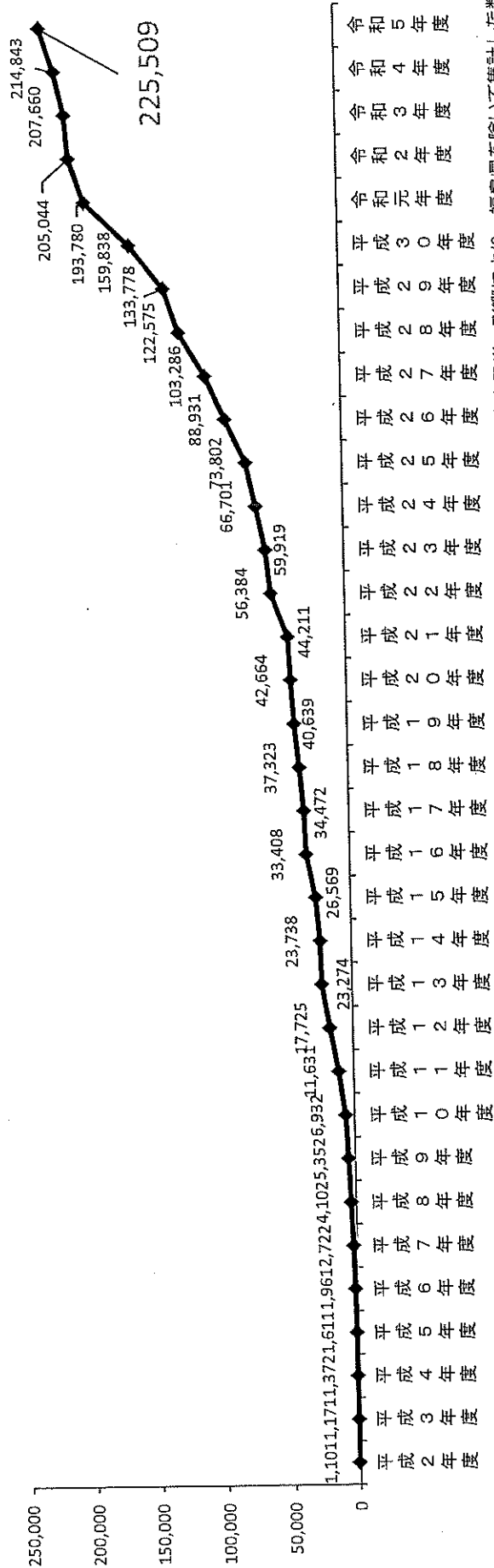
○全国233か所の児童相談所における令和5年度の児童虐待相談対応件数は225,509件。

※ 対前年度比+5.0% (10,666件の増加) (令和4年度:対前年度比+3.5% (7,183件の増加))

※ 児童相談所における児童虐待相談対応件数とは、児童相談所が相談を受け、援助方針会議等の結果、児童虐待と判断して指導や措置等を行った件数。

【主な傾向】

- ・心理的虐待に係る対応件数の増加 (令和4年度:128,114件→令和5年度:134,948件 (+6,834件))
- ・警察等からの通告等による児童虐待相談対応件数の増加 (令和4年度:112,311件→令和5年度:116,649件 (+4,338件))
- 〈令和4年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体への聞き取り〉
- ・関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まり、関係機関からの通告が増えている。



(注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件 数	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	214,843	225,509
対前年度比	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+3.5%	+5.0%

■宇治児童相談所における児童虐待相談受案件数〔令和6年度〕※速報値

1 受案件数の年次推移

児相名	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	31(R元)	R2	R3	R4	R5	R6	対前年
宇治児相(本所)		265	281	293	378	503	557	675	640	598	683	724	641	88.5%
同上(京田辺支所)		233	251	258	340	344	488	682	622	657	701	673	634	94.2%
宇治児童相談所 計 (南部家庭支援センター)		498	532	551	718	847	1,045	1,357	1,262	1,255	1,384	1,397	1,275	91.3%
(参考)府児相 計		964	1,121	1,120	1,502	1,663	2,104	2,547	2,448	2,576	2,721	2,673	2,609	97.6%
0.5166 0.47458 0.49196 0.47803 0.50932 0.49667 0.532784 0.51552 0.48719 0.50864 0.52263 0.48869299														

2 経路別受理状況

年度	家族	親戚	近隣知人	児童本人	市町村	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察	学校等	その他	再掲 (きょうだい受理)	合計
R5	45	28	137	10	99	0	0	14	11	765	13	275	183	1,397
構成率(%)	3.2	2.0	9.8	0.7	7.1	0.0	0.0	1.0	0.8	54.8	0.9	19.7		100.0
R6	60	26	111	6	95	0	0	9	9	707	19	233	145	1,275
構成率(%)	4.7	2.0	8.7	0.5	7.5	0.0	0.0	0.7	0.7	55.5	1.5	18.3		100.1

3 主たる虐待者

年度	実父	実父以外父親	実母	実母以外母親	その他	合計
R5	672	75	633	7	10	1,397
構成率(%)	48.1	5.4	45.3	0.5	0.7	100.1
R6	601	81	572	6	15	1,275
構成率(%)	47.1	6.4	44.9	0.5	1.2	100.1

4 虐待の種類別受理状況

年度	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
R5	315	22	199	861	1,397
構成率(%)	22.5	1.6	14.2	61.6	99.8
R6	251	10	155	859	1,275
構成率(%)	19.7	0.8	12.2	67.4	100.2

5 年齢別受理状況

年度	0～3歳	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生等	合計
R5	267	274	462	245	149	1,397
構成率(%)	19.1	19.6	33.1	17.5	10.7	99.9
R6	225	242	418	232	158	1,275
構成率(%)	17.6	19.0	32.8	18.2	12.4	100.0

6 危険度別受理状況

年度	不明／非虐待	危惧	軽度	中度	重度以上	合計
R5	14	574	637	153	19	1,397
構成率(%)	1.0	41.1	45.6	11.0	1.4	100.1
R6	11	480	649	117	18	1,275
構成率(%)	0.9	37.6	50.9	9.2	1.4	99.9

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまでに顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 〔児童福祉法、母子保健法〕

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援を行うことも家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要することもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用助奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 〔児童福祉法〕

- ①一時保護施設の設備・運営基準を策定して一時保護施設設の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 〔児童福祉法〕

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備 〔児童福祉法〕

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 〔児童福祉法〕

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状況を請求する等の手続を設ける。

6. こども家庭福祉の実務者の専門性の向上 〔児童福祉法〕

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、こども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等 〔児童福祉法〕

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は令和7年6月1日、7の一部は令和4年9月15日又は令和5年4月1日）

< 手続フローチャート >

一時保護の要件の検討

①府令該当性（第1号～第7号）＋②一時保護の必要性

《事後請求》



一時保護の開始

- 時保護の開始日から7日以内
- 児童及び親権者等（親権を行う者又は未成年後見人）の特定
 - 親権者等に対する説明、同意及び意見の確認
 - 児童の意見又は意向の確認
 - 提供資料（総括書面、一時保護の要件の裏付け資料等）の準備
 - 一時保護状請求書の作成

一時保護状の請求

※親権者等の同意がある場合
親権者等がない場合
7日以内に解除した場合 } を除く

一時保護状の発付

請求却下

- 却下の日の翌日から3日以内
- 取消請求の要件該当性（一時保護の要件、生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれること）の検討
 - 取消請求書の作成
 - 提供資料（取消請求の要件の裏付け資料等）の準備

取消請求

取消請求棄却

原裁判取消し
一時保護状発付

一時保護の解除

《事前請求》

- 児童及び親権者等（親権を行う者又は未成年後見人）の特定
- 親権者等に対する説明、同意及び意見の確認
- 児童の意見又は意向の確認
- 提供資料（総括書面、一時保護の要件の裏付け資料等）の準備
- 一時保護状請求書の作成



一時保護状の請求

※親権者等の同意がある場合 } を除く
親権者等がない場合

一時保護状の発付

請求却下

- 却下の日の翌日から3日以内
- 取消請求の要件該当性（一時保護の要件、生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれること）の検討
 - 取消請求書の作成
 - 提供資料（取消請求の要件の裏付け資料等）の準備

取消請求

原裁判取消し
一時保護状発付

取消請求
棄却

一時保護の開始

（一時保護を行わず）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の概要

法案の趣旨

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育士・保育所支援センターの法定化、国家戦略特別区域における関係する特例の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う。

法案の概要

（1）保育士・保育所支援センターの法定化【児童福祉法】

現在予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定を整備し、都道府県等が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制の整備を行う。

（2）保育の体制の整備に係る特例の一般制度化【児童福祉法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法】

① 国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設する。

② 3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業は国家戦略特別区域に限り認められているところ、これを全国展開する。

（3）虐待対応の強化【児童福祉法、認定こども園法、学校教育法、児童虐待防止法、子ども性暴力防止法】

① 保育所等（※）の職員による虐待に関する通報義務等を創設する。

（※）もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業を対象とする。

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

② 児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設する。また、当該登録を受けた者を子ども性暴力防止法の学校設置者等として位置付ける。

③ 一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときに、保護者の同意がなくても面会等制限を可能とする。併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措施の実施対象に加える。

施行期日

令和7年10月1日（ただし、（2）②は令和8年4月1日、（3）②は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日、（3）③は公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日に施行する。）